

第72号議案

八王子市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例設定について

八王子市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年6月7日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

八王子市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年八王子市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(審査の申出) 第4条 (略) 2・3 (略)	(審査の申出) 第4条 (略) 2・3 (略)
<u>4</u> (略) <u>5</u> (略)	<u>4</u> <u>審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u> <u>5</u> (略) <u>6</u> (略)
(口頭審理) 第8条 (略) 2～4 (略) 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を <u>記載しなければならない。</u>	(口頭審理) 第8条 (略) 2～4 (略) 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を <u>記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</u>
(1)～(3) (略) 6～8 (略)	(1)～(3) (略) 6～8 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。